

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○北中城村商工会地区の立地

北中城村は沖縄本島中部の東海岸に位置し、中城湾に面している。総面積は11.54 km²で、総人口は18,130人(2022年6月1日現在)と日本でもっとも人口密度(1,571人/km²)の高い村である。

地形は大別して平坦部、斜面部、台地部の三つで形成され、海側から国道329号までは比較的平坦で住宅地及び農業地となっている。また、国道329号から西側は、傾斜地が連続しており、中城湾に面した東側斜面は地滑り危険個所が多数あり、住宅地や農業地が密集しており、高速インターチェンジもある。交通の利便性から、生活道路への通過交通の流入も多くみられる。

また、村北西部には、中城村から村内(安谷屋)を流れる普天間川や駐留軍施設(村域14.2%・164.1ha)がある。さらに村南西側には、軍用跡地・現在のライカム地区があり、中南部の交通の要衝となり、イオンモール沖縄ライカム(大型商業施設)や中部徳洲会病院や高層マンションやホテル・コンビニエンスストアが立ち並んでおり、市街地形成が進んでおり、災害時の「地域防災拠点」とした街づくりを行っている。

(1) 地域の災害リスク

【台風：北中城村地域防災計画】

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本村においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

<事例想定1：台風第14号 フェイ>

来襲年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s
降水量	70.7 mm
死傷者・行方不明者	193名(内死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

<事例想定2：昭和41年 宮古島台風>

来襲年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8 m/s
最大瞬間風速	85.3 m/s
降水量	297.4 mm
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

<事例想定3：平成15年 台風第14号 マエミー>

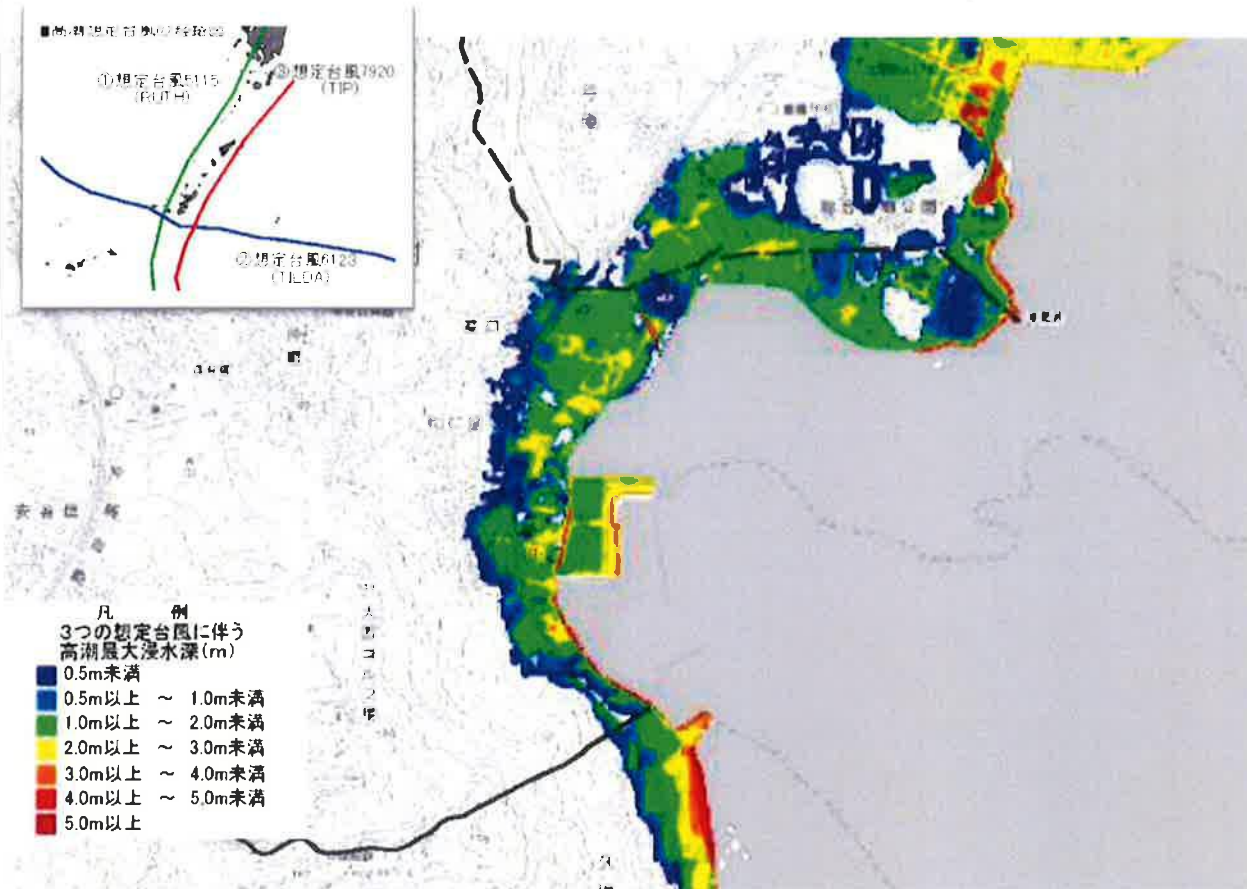
来襲年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4 m/s
最大瞬間風速	74.1 m/s
降水量	470.0 mm
死傷者・行方不明者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

【高潮浸水：北中城村地域防災計画】

沖縄県は、本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成18年度に本島沿岸域、19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	① 沖縄本島西側を北上 ② 沖縄本島南側を西進 ③ 沖縄本島東側を北上	本島南部では、海岸沿いに広がる低地、本島北部では、海岸や河川に沿って点在する低地が浸水する。

村内の高潮浸水予想図



資料：沖縄県津波高潮被害想定調査

【土砂災害：北中城村地域防災計画】

本村の地形は一部東海岸へ一部を除く大部分が丘陵台地でこの台地をさらに2つ稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成しているという特徴のため、土砂災害警戒区域が指定されている。

■土砂災害警戒区域等指定状況

区分		指定箇所・地区数		
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	I	8	20
		II	5	
		III	-	
		合計	13	
	地すべり危険箇所		5	
	土石流危険渓流	I	1	
		II	-	
		III	1	
		合計	2	

資料：平成30年度 沖縄県水防計画

なお、「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険渓流」の概要は以下のとおり。

急傾斜地崩壊危険箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

土石流危険渓流	
土石流危険渓流Ⅰ	土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等にある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険渓流Ⅱ	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険区域に準ずる渓流Ⅲ	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

また、当村において、「土砂災害区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく指定区域は、現在22か所が指定されている。

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域指定箇所数

（平成29年7月7日現在）

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊 (未指定)	土石流 (未指定)	地すべり (未指定)	計
指定箇所数	15	2	5	22	0 (15)	0 (1)	0 (5)	0 (21)

資料：平成30年度沖縄県水防計画より作成

名 称	概要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の恐れのある土地を公示 ・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 ・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布 ・警戒区域内の宅地又は建物の売買にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことを義務付ける。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 ・建築物の構造規制(居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保) ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告 ・宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地または建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことを義務付け。

【地震：北中城村地域防災計画】

地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

当村の地震被害想定調査では、沖縄県の陸域部及び周辺海域で発生する恐れがある地震の中から20の想定地震を設定し、被害予測を行っている。すべての地震で震度6弱以上と予想された。このうち当村において相対的に大きな被害が予想された12の地震の概要を次に示す。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が強い(7)
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い(7)
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い(7)
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い(6強)
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)
久米島北方沖地震	8.1	久米島・粟国島において震度が強い(6強)
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島・伊是名島において震度が強い(6弱)
沖縄本島南東沖地震3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い(6強)
八重山諸島南方沖地震3連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い(6強)
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い(6強)

資料：沖縄県地震被害想定調査(平成25年度)より作成

【津波：北中城村地域防災計画】

当村の避難計画などの基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を次に以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波

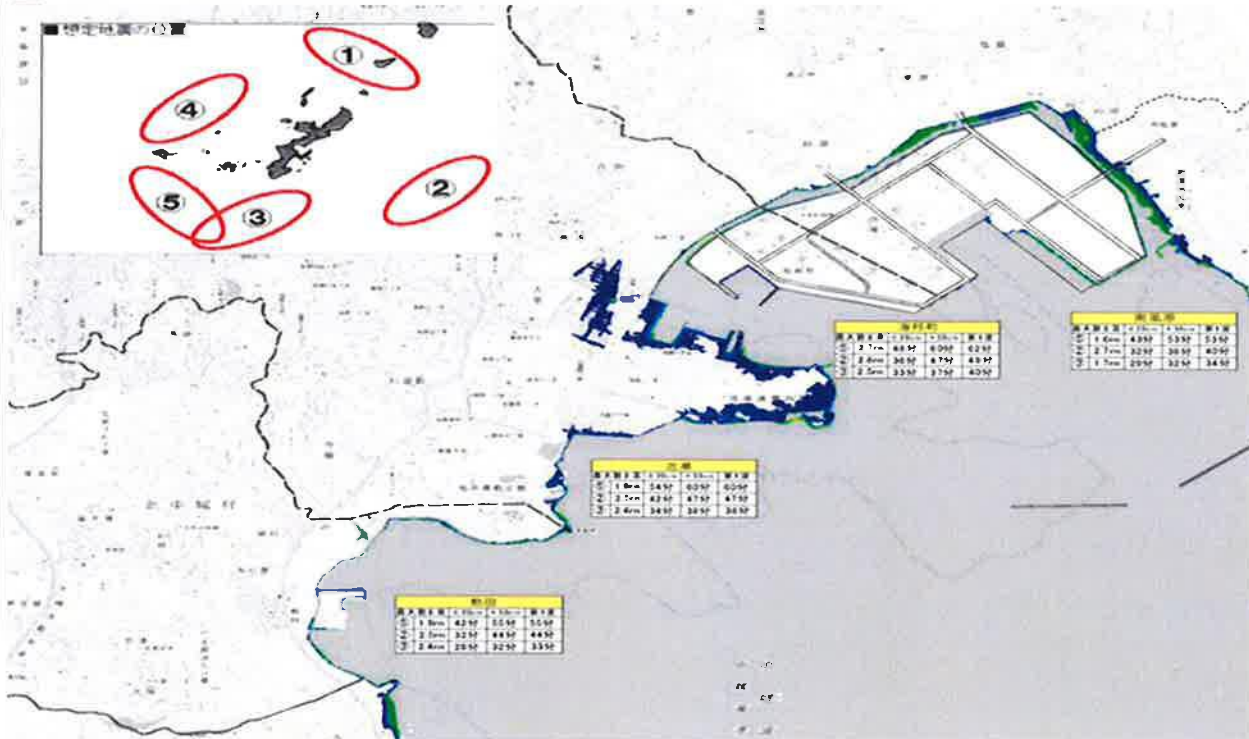
沖縄県は、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本件に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)の想定モデルのうち、当村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)津波浸水想定モデル一覧 (当村に関わりのあるモデル)

	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
沖縄本島南東沖 (DO1W)	80 km	40 km	4m	7.8
沖縄本島南西沖 (H9RF)	80 km	40 km	4m	
久米島南東沖 (CO2)	80 km	40 km	4m	

資料：「沖縄県津波・高潮被害想定調査」より作成

■平成18年度 津波浸水想定結果(北中城村付近)



次に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は次のとおりである。

- 影響開始時間：海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（±20 cmと±50 cm）が生じるまでの時間
- 津波到達時間：地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達する時間
- 最大遡上高：津波が到達する最も高い標高

熱田				
最大遡上高		影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間
④	1. 9 m	4 2分	5 5分	5 5分
②	2. 5 m	3 2分	4 4分	4 4分
③	2. 4 m	2 9分	3 2分	3 3分

資料:沖縄県津波・高潮被害想定調査(平成18. 19年度)

イ 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)において、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等の予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)の想定モデルにおいて示されている津波浸水想定モデルのうち、当村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No.	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270 km	70 km	20 m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)		300 km	70 km	20 m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300 km	70 km	20 m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300 km	70 km	20 m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300 km	70 km	20 m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震(※2)		40 km	20 km	20 m	7.8
			15 km	10 km	90 m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震(※2)		60 km	30 km	20 m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130 km	40 km	40 m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130 km	40 km	8 m	8.1
⑩	多良間北方沖地震		130 km	40 km	8 m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130 km	40 km	8 m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130 km	40 km	8 m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130 km	40 km	8 m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240 km	70 km	20 m	9.0
			170 km	70 km	20 m	
			260 km	70 km	20 m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200 km	70 km	20 m	9.0
			175 km	70 km	20 m	
			300 km	70 km	20 m	

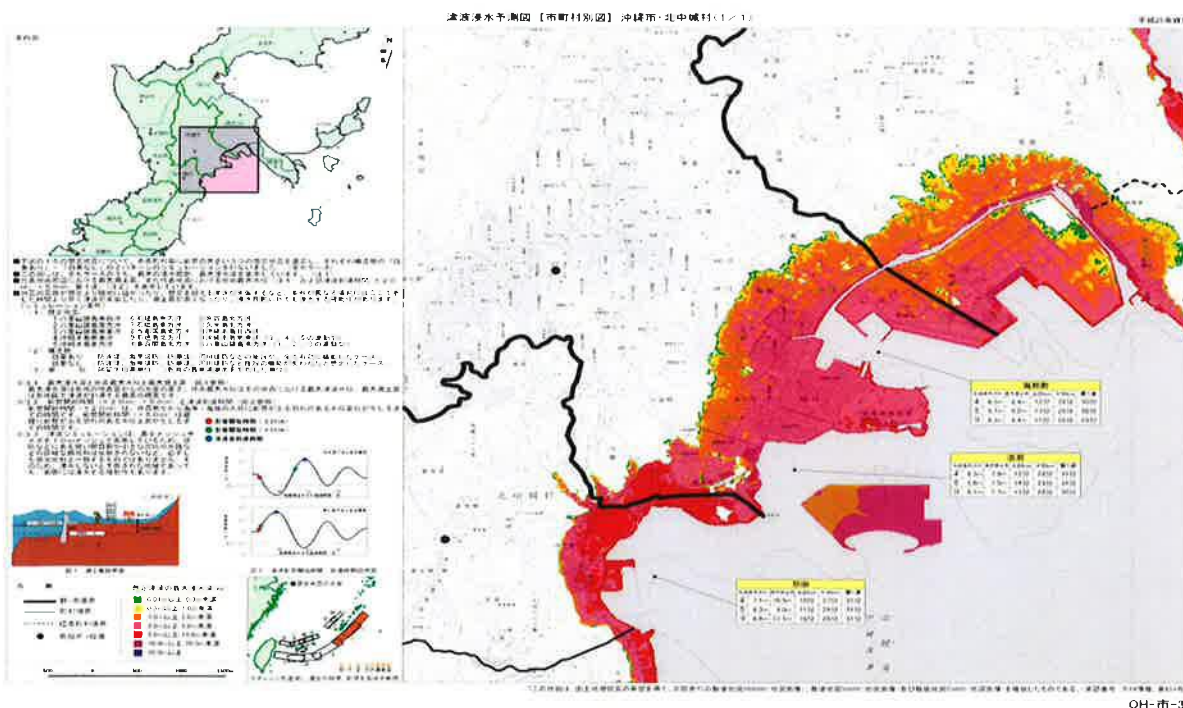
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：②⑥⑦は、1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：⑥下段は、地すべりを想定しているため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査(平成24年度)

■「沖縄県津波被害総手調査」(平成25年3月)の津波浸水予測図(北中城村付近)



資料：沖縄県津波被害想定調査(平成25年3月)

熱田					
	地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間
④	7.1m	10.5m	10分	27分	31分
⑤	6.3m	9.0m	11分	26分	31分
⑭	6.9m	11.1m	10分	26分	31分

ウ 最大クラスの津波(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見(津波履歴等)を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、角南浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)津波浸水想定モデル一覧

No.	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	10m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	30m	8.0

⑩	与那国島北方沖地震		130 km	40 km	40 m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130 km	40 km	40 m	8.1
⑫	多良間北方沖地震		130 km	40 km	40 m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130 km	40 km	40 m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130 km	40 km	40 m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130 km	40 km	40 m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200 km	20 m	8.1	9.0
			175 km	20 m	8.1	
			300 km	20 m	7.0 m	

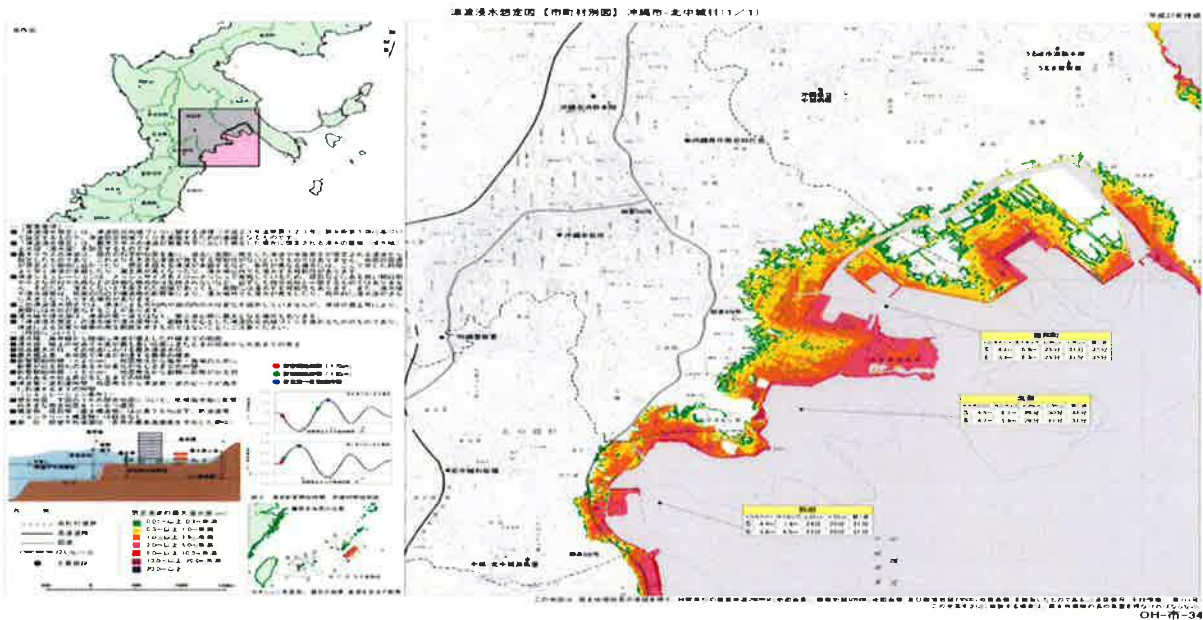
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査(平成26年度)

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)の津波浸水予測図(北中城村付近)



資料:沖縄県津波被害想定調査(平成26年度)

熱田					
地点	地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間
⑤	4.4 m	7.4 m	42分	29分	31分
⑥	3.8 m	6.5 m	32分	29分	31分

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国民的かつ急速なまん延により、当村においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

当村の商工業の状況は、平成26年経済センサス基礎調査によると、商工業者数506件、内小規模事業者数は407件で、平成21年度基礎調査と比較すると、小規模事業者数が63件減少しているが、近年ライカム地区や美崎地区にテナントビルの立地により小売業及び飲食サービス業の出店が増えている。

1. 商工業者数（平成26年 経済センサス基礎調査より）（単位：件）

	平成 26 年度	平成21年度
商工業者数	506	562
小規模事業者数	407	470

2. 地区別事業所数（令和4年6月30日現在 北中城村商工会会員台帳より）

地区別 会員数	合計	建設業	製造業	卸・小 売業	飲食・サ ービス業	その他	標高・ 抜(m)	想定される自然災害リスク
島袋	93	18	0	24	44	7	95.1	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
安谷屋	52	17	5	12	16	2	60.2	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
喜舎場	35	8	2	4	19	2	67.6	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
仲順	27	6	3	5	11	2	109.5	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
屋宜原	21	3	2	6	10	0	61.6	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
熱田	20	7	2	3	7	1	13.1	大部分が土砂災害警戒区域及び津波警戒区域に指定されている
渡口	16	5	0	4	5	2	20.5	一部地域が津波警戒区域に指定されている
和仁屋	15	4	0	3	7	1	7.3	一部地域が土砂災害警戒区域及び津波警戒区域に指定されている
美崎	11	2	2	0	6	1	2.7	大部分が津波警戒区域に指定されている
ライカム	8	1	0	2	5	0	93.0	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
大城	10	3	0	3	3	1	137.7	特に災害警戒区域に指定されていない
荻道	8	3	0	0	4	1	133.4	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
瑞慶覧	9	2	0	2	5	0	52.5	一部地域が土砂災害警戒区域に指定されている
比嘉	2	0	1	0	1	0	94.1	特に災害警戒区域に指定されていない
合計	327	79	17	68	143	20		

(3) これまでの取り組み

1. 当村の取り組み

- ① 北中城村地域防災計画の策定
- ② 北中城村観光危機管理計画の策定
- ③ 北中城村業務継続計画の策定
- ④ 北中城村地域防災計画マニュアル（職員初動・避難所・災害対策本部）の策定
- ⑤ 自主防災組織防災訓練への参加、防災訓練の実施
- ⑥ 防災倉庫の整備（物資、資機材、備蓄も含む）
- ⑦ 防災カメラ整備（河川氾濫）
- ⑧ 防災行政無線デジタル化整備（戸別受信機も含む）

2. 当会の取り組み

- ① 事業者BCPに関する国の施策周知及び策定支援
- ② 台風等の災害時の村内事業所の被害状況の把握及び沖縄県商工会連合会への報告
- ③ 村内において災害が発生した場合の応援対策業務として2010年に当村災害時応援協定（防災協定）の締結
- ④ あいおいニッセイ同和損害保険(株)・大同火災海上保険(株)・東京海上日動火災保険(株)と連携した損害保険への加入促進

II. 課題

現状では、緊急時の取り組みについて明文化されておらず、漠然的な認識にとどまっており協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応について議論も行っていないことから、対応を推進するノウハウを持った人員が育成されていない。

更には、事業継続に有益な損害保険・共済に対する十分な助言を行える当会経営指導員等職員が育成されていない。といった課題が浮き彫りとなっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険や共済の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

当村における気象条件、地形・地勢等の自然条件や住宅の立地状況等の社会的条件から起こりうる災害（台風、地震、津波）並びに感染症等の災害時の被害軽減と早期の事業再開を図るため下記を目標に掲げる。

- ① 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 村の「地域防災計画」に基づき、発災時、非常時における地区内小規模事業者の被害等の連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ③ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における危機管理マニュアルの策定や体制づくり、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当村が策定した「北中城村地域防災計画(2019年3月修正版)」や沖縄県が策定する感染対策実施方針に基づいて執られる当村の感染対策について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害時リスクの周知

- ① 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ② 当会会報誌や村広報誌、ホームページ・SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤ 新型ウイルス感染症等は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に新しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型ウイルス感染症等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年度に事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ① 連携事業者である、あいおいニッセイ同和損害保険(株)・大同火災海上保険(株)・東京海上日動火災保険(株)・三井住友海上火災保険(株)等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談を開催し損害保険の紹介等を実施する。
- ② 北中城村商工会建設業部会員や地域関連団体並びに関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やセミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ① 小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況等の確認。
- ② 当会経営指導員及び当村担当課員で構成する事業継続力強化支援連絡会議を開催し、状況確認や情報の共有を行うとともに改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

「北中城村地域防災計画」において想定される、自然災害（地震：マグニチュード8.2以上の地震等）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートを確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

6) 職員の家庭における安全確保対策の実施

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はじめ、その家庭・家族への防災対策を促し、被害の最少化を目指す。

<2. 発災後の対策>

事前災害等による発生時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ報告する。

応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後12時間以内に職員の安否及び当会施設の被害状況の確認と報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、当会施設や周辺道路等の大まかな被害状況を当会と当村で共有する。）
- ② 村内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、沖縄県の対処方針及び当村の感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨における例】

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ① 職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ② 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

【想定する被害規模の日安】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ③ 本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

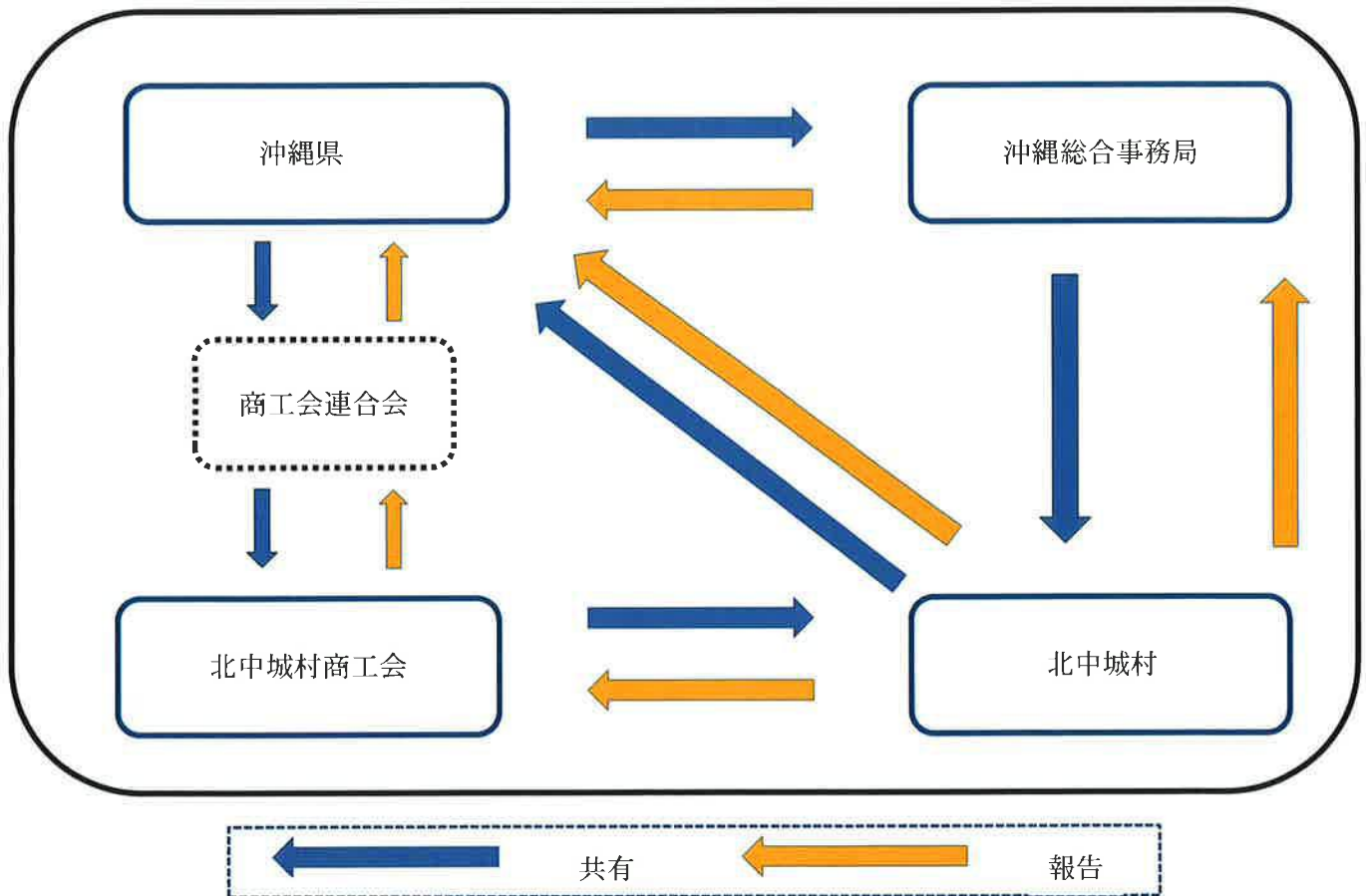
発災後～1週間	1日に2回共有する。
2週間～4週間	1日に1回共有する。
1ヶ月以降	週に1回共有する。

- ④ 沖縄県が策定する感染対策実施方針に基づいて取りまとめられた北中城村の感染対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ① 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令等を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ② 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③ 当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④ 当会と当村が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県及び沖縄県商工会連合会へ報告する。
- ⑤ 当会は、別紙様式（被害状況報告書）により被災情報を沖縄県及び沖縄県商工会連合会へ報告する。
- ⑥ 感染者流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県及び沖縄県商工会連合会へ報告する。

【発災時における指示命令系統・連絡体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法について、村と相談して対応する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、必要な支援について村へ報告する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ① 沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

沖縄県商工労働部
中小企業支援課 あて
沖縄県商工会連合会
担当課 あて

報告日時	
商工会名	北中城村商工会
報告者名	

被害状況報告書

項目	被災+事業所の内容
事業所名	(被災事業所の名称)
所在地	(被災事業所の所在地)
従業員数	従業員数
業種	製造業、建設業、卸・小売業、サービス業、その他 ()
被害状況	① 人的被害(死亡、行方不明、重症、軽傷)の状況 ② 建物被害(全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失等)の状況 ③ 土地(事業用資産に限る)の被害額 ④ 機械設備等の被害額 ⑤ 商品、原材料、仕掛品等の被害額 ⑥ 器具備品の状況 ⑦ 車両の状況 ⑧ 損害保険等加入の有無
被害金額	推定金額

(別表2)

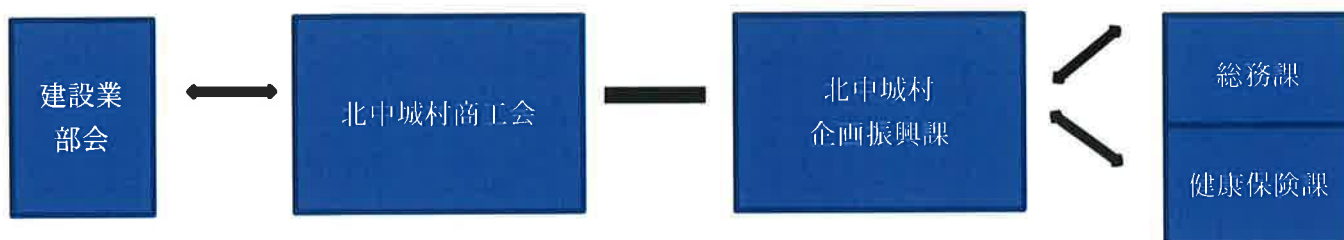
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年7月現在)

(1) 実施体制

【発災時における指示命令系統・連絡体制】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1. 当該経営指導員の氏名・連絡先
経営指導員 (法定) 古 謝 スマ江 (連絡先は後述 (3) の①参照)
2. 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)
 - ① 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ② 本計画に基づく進捗管理、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

北中城村商工会

〒901-2303 沖縄県中頭郡北中城村字仲順432番地

TEL 098-935-3939 FAX 098-935-2978

E-mail kitanaka@kitanaka.or.jp

② 関係市町村

北中城村役場企画振興課地域振興係

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2

TEL 098-935-2269 FAX 098-935-5536

E-mail shinko@vill.kitanakagusuku.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
① 専門家派遣費	80	80	80	80	80
② セミナー開催費	50	50	50	50	50
③ パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
④ 事務費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、村補助金、村受託事業、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等